

平成28年度 事業報告

大分県において最大のニュースは、4月16日に発生した大分・熊本地震である。大分県に被害をもたらす地震は、県の内陸部や別府湾地域の断層が動いて発生する活断層型地震と南海トラフのプレート境界などで発生する海溝型地震の2種類があり、今回発生した地震は活断層型地震であった。この地震により、特に由布市や別府市において甚大な被害をもたらした。多くの方々が被災するとともにライフラインにも大きな影響を与えたことで、自然の恐ろしさを痛感させられた出来事であった。

このような情勢の中、公衆衛生の向上対策に目を転じてみると、県内の河川においては大きな汚濁源はほとんどないが、生活排水が汚濁の主体となっている。豊かな水環境を保全・創出していくためには、河川ごとに流域全体の住民・事業者・行政等が連携して多様な取り組みを行う必要があることから、平成26年度からモデル河川を指定し、取り組みやすい水環境保全目標を流域住民主導で検討されている。豊かな水環境の創出のために、河川等公共用水域の水質の改善は必須であり、河川の上流域ほど生活排水処理率が低い傾向があるため、流域住民等の活動に対する積極的な支援・協働の一つとして、既設の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を合併処理浄化槽に設置替えをする場合に、補助金額の上乗せや協会の独自事業として「設置転換促進事業」が行われている。

県民すべてが生活の豊かさを実感できる社会の実現には、生活排水処理施設の未普及地域の解消が急務であり、優れた水処理能力を持つ合併処理浄化槽のより一層の普及や下水道利用者との不公平感を解消させるため、各市町村議会議長、首長に対し、合併処理浄化槽への転換促進ならびに維持管理に対する助成制度などの要望活動を行ってきた。

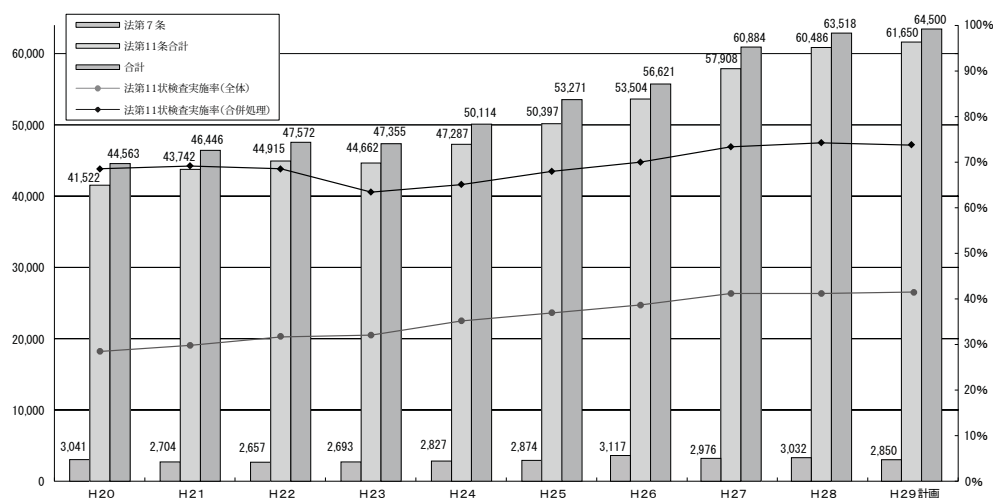
県民の安全かつ衛生的な生活を確保するために、生活排水の適正処理と生活環境保全に関する正しい知識を発信するとともに、浄化槽法第一条の目的を常に念頭に置き、県内唯一の指定検査機関として浄化槽の信頼性向上に努めるとともに、浄化槽検査技術及び水質分析技術の向上に努めてきたところである。さらには、浄化槽の専門的な知識や技術を提供できる公的な機関としての使命を果たしつつ、前年度に引き続き健全経営を基本に置き、事業を行ってきたところである。

以下に、主な事業について報告する。

一 法定検査部事業

1 法定検査事業について

浄化槽法に基づく法定検査（法第7条・法第11条）を下記のとおり実施し、検査結果等については4回行われた検査委員会では報告審議が行われました。



年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29計画	
検査基数	法第7条	3,041	2,704	2,657	2,693	2,827	2,874	3,117	2,976	3,032	2,850
	法第11条(単独)	8,361	8,361	8,635	8,766	8,950	8,695	8,374	8,138	7,995	7,669
	法第11条(合併)	33,161	35,381	36,280	35,896	38,337	41,702	45,130	49,770	52,531	53,981
	法第11条合計	41,522	43,742	44,915	44,662	47,287	50,397	53,504	57,908	60,486	61,650
	合計	44,563	46,446	47,572	47,355	50,114	53,271	56,621	60,884	63,518	64,500
法第7条検査実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	(89.9%)	(90.8%)	(92.9%)	(91.6%)	(91.0%)	(90.4%)	(93.8%)	(92.5%)		100%	
法第11条検査実施率 (浄化槽全体)	28.4%	29.8%	31.8%	32.0%	35.2%	37.0%	39.3%	41.3%	41.3%	41.5%	
	(27.2%)	(28.7%)	(30.4%)	(31.8%)	(33.4%)	(36.3%)	(37.9%)	(39.4%)	41.3%	41.5%	
法第11条検査実施率 (合併処理浄化槽のみ)	68.6%	69.3%	68.9%	63.4%	65.3%	68.0%	70.5%	73.1%	74.0%	73.2%	
	(48.5%)	(50.0%)	(50.5%)	(51.9%)	(53.0%)	(55.4%)	(57.1%)	(58.3%)	74.0%	73.2%	
設置基数	146,296	146,900	141,282	139,499	134,551	136,374	138,393	140,263	146,513	148,381	

()内:全国平均

本年度は、法第7条検査については目標2,800基に対し3,032基を実施し、11人槽以上の検査実施は前年度並みであったが10人槽以下の検査実施が増加し対前年度56基の増となった。また、法第11条検査では60,486基を実施。単独処理浄化槽は、下水道接続及び合併処理浄化槽への作り替えにより前年度より143基程の減となり、合併処理浄化槽は7条から11条への移行率向上と併せて2,578基の増で、全体では2,634基増という結果となった。

【長期構想】

2 検査件数確保について

法定検査を確実に実施するために内部体制整備を行うとともに、検査件数を確保するための重点項目を定め、平成32年（協会40周年）達成を目指した取組みを行い、本年度は下表のと通りの成果を取めました。

- ① 法第7条検査から法第11条検査への移行率84.1%から100%へ向上させる (H22⇒H32) 【検査推進課】

平成27年度	平成28年度
2,969/3,117 95.3%	2,853/2,976 95.9%

- ② 検査拒否3%から1%への削減、並びに保留8%を3%以下への削減 (H22⇒H32)

* 検査拒否物件 【検査推進課】

平成27年度	平成28年度
4,208/74,973 5.6%	1,346/63,293 2.1%

* 検査保留物件

平成27年度	平成28年度
4,971/74,973 6.6%	989/63,293 1.6%

- ③ 大分市における合併処理浄化槽の検査実施率59.7%から65%以上へ向上 (H22⇒H26)

【検査対策課】

平成27年度	平成28年度
12,722/18,673 68.1%	13,536/19,545 69.3%

- ④ 行政連係について

受検拒否者等情報報告による検査依頼

【検査対策課】

	H27年度		H28年度
受検拒否者報告件数	1,900	→	1,745
検査依頼件数	465		399
申込率	24.5%		22.9%

- (1) 補助金施設における法第11条検査実施率85.0%達成に向けた取り組み

平成25年度より取り組んできた当該事業については、平成28年度を決着年度として取り組んできたが、81.0%の達成となりました。原因としては、行政協力が十分得られなかったことと、対策が不十分であったためと考えられます。次年度においては、本年度の教訓を糧に協力体制の強化に努めます。

- (2) 合併処理浄化槽における法第11条検査実施率85.0%達成に向けた取り組み

補助金外の合併処理浄化槽の受検率を向上させるため、平成29年度から3か年計画で未受検者対策として全件協会勧奨を実施する予定であり、初年度となる平成28年度の検査実施率は68.4%で、昨年より0.4%の減少となりました。

- (3) 法第11条検査実施率60.0%達成に向けた取り組み

単独処理浄化槽対策として、大分市ならびに大分市浄化槽事業協同組合と協議を行い、方向性の検討を行いました。当該事業については、平成32年度より実施検討する予定であったが、先行しての協議を行いました。

3 検査体制の強化について

浄化槽の信頼性確保に向けた取り組みとしての精度管理と職員の継続的な教育訓練の実施により、前年度に引き続き検査体制の強化を行いました。

- ① 検査員の技術力向上・維持を図る

【技術開発課】

全国検査員研修会・九州地区検査員研修会・四国地区検査員研修会に参加し、新しい情報の収集と学習を行いました。また、若手検査員にあつては、実際の検査業務を通じた教育・指導を行いました。

- ② 地域担当者を設け担当地区毎の物件管理を行う

【企画管理課】

各拠点（支所）においては既に担当地区制と同等の機能を持っているが、本部管轄地域においては十分な機能が発揮できていないため、平成28年度は物件毎の特殊要件情報（時間指定、曜日指定、蓋が重い、等）を考慮した編成とすることで、地区担当制の下地作りを行いました。

平成28年度 事業報告

- ③ 検査基数の増加に対応すると共に検査員の年齢構成を踏まえた雇用
将来を見据えた検査体制の強化のため新規職員を5名採用しました。【法定検査部】

4 協会内部協力業務について

- ① 未収金対策 【総務部－検査推進課】
多年度未収金物件についても検査計画に載せ、現地説明ならびに再請求書を定期的に送付する等未収金対策を行いました。また、現場検査時にできるだけ集金できるように検査員による説明責任の徹底に取り組んできたが、未収金が残存する物件が受検拒否となった際の取り扱いが課題となっています。
H 11～H 27：未収金総額 29,201,782円 件数6,144件
未収金回収額 24,468,000円 件数4,451件 回収率 72.4%
【平成22年度までは備忘価額（782件）にて修正処理されているため未収金総額は端数となる。】
- ② 法定検査のあり方検討会 【技術開発課－全体】
指定検査機関単独での受検率向上は既に限界に達していることから、これまでの部会活動の発展形として「法定検査の位置づけ・役割」を明確にすることで「受検率の向上を含めた維持管理の徹底策」を見出すことを目的に取り組んできた「法定検査あり方検討会」は年6回行ったが、方向性が定まらなかったことから、各市町村の浄化槽担当者を含めた「浄化槽連絡協議会」に進展することになりました。
- ③ 部会活動 【技術開発課】
法定検査あり方検討会への議題提供を目的に取り組んできたが、法定検査あり方検討会の方向性が明確に示されなかったことから十分な活動が行えなかった。しかし、浄化槽の信頼性を確保するため「保守点検業の登録に関する条例の行政処分要領」の徹底に向けた取り組みを一部行いました。

— 新たな取り組み —

5 基本検査への対応

- 【技術開発課】
環境省から示された基本検査への対応として、「大分県浄化槽管理台帳システム」を基軸に、協会システムの見直しを含めた対応策を講じました。
- ① 精度管理 【検査推進課】
環境省から示された基本検査への対応として、行政との「大分県浄化槽管理台帳システム」を基軸とした次期協会システムの導入に併せ、制度導入に向けた検査業務内の精度管理マニュアルの作成を行うとともに、職員への周知を行いました。
- ② 行政との情報共有 【検査対策課】
受検に至らなかった物件に対する行政指導の徹底や検査実施率の向上を図るため、一部の行政との連携を持った施策の結果、検査申込率は向上したものの、連携が取れなかった行政への対応が課題となったことから、平成28年度より県に移管した「大分県浄化槽管理台帳システム」の効率的な運用による課題克服に向けた取り組みを行いました。
- ③ 県内における業界全体の情報一元化 【総務部－法定検査部】
「法定検査あり方検討会」「部会活動」等目立った活動が行えなかったことから、業界全体への情報提供が十分行えず、次年度への課題として継続的な協議の場を設けます。

— 水質検査部事業 —

6 浄化槽放流水等の水質検査事業について

- (1) 計量証明書発行及び水質検査実績
水質汚濁防止法、浄化槽法及び大分県浄化槽指導要綱等に基づく放流水の外部依頼による水質検査並びに、浄化槽法第7条検査に伴うBOD分析を実施し、下表のとおり計量証明書を発行しました。
また、浄化槽法第11条検査に伴うBOD分析を実施しました。

実施項目	実施件数	
	平成28年度	平成27年度
浄化槽	6,508	6,464
し尿処理施設	36	36
その他	244	150
7条BOD	3,032	2,976
合計（計量証明書発行）	9,820	9,626
11条BOD	60,464	57,889
総計	70,284	67,515

市町村が管理し水質検査部で依頼を受けている農業・漁業集落排水処理施設等について、平成28年度は1件入札（見積り合わせ）物件へ変更になりました。また法規制に基づいた検査ではなく、維持管理上の目的による検査依頼の増加も見られました。

(2) 精度管理について

BOD検査のクロスチェックの実施や、機器メーカーによる技能試験への参加を行う等により、精度の維持に努めました。内部においても職員間の測定誤差が少なくなるよう、定期的な研修を行いました。また検査の工程やマニュアルを確認し、必要に応じ小変更等を行うことにより精度の向上・効率化に努めました。

(3) 競争入札・外部依頼対応について

過去の入札物件に関する料金設定の適用を見直したことにより、2物件について落札・契約を行いました。外部依頼については、まとまった件数の依頼を業者より得たため今年度の目標件数は達成できましたが、一方で契約終了物件や業者依頼物件の増減もあったため、今後の件数の推移は以前と同様かそれ以上に流動的であると思われます。

一 総務部及びその他関連事業 一

7 環境学習関連事業について

次世代を担う若い世代に、水環境汚濁の現状や汚濁原因である生活排水の処理及び浄化槽の維持管理について広く認識させることにより、浄化槽に対する認知度を向上させ、将来の公共水域の保全及び公衆衛生の向上を図る観点から、以下の事業を継続して行いました。

① 環境出前授業

生活排水処理について若い世代に浄化槽の維持管理を中心に出前授業を行いました。

地区／大分市、日田市、佐伯市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町
北部保健所とのタイアップ：中津市、宇佐市
実施／11市町、21校、32クラス、593名

8 浄化槽設置者講習会について

浄化槽の構造、処理のしくみ及び維持管理の必要性を広く県民に周知することで、浄化槽の信頼性向上を図り、公共水域の保全を目的に、各種講習会への講師派遣、加えて協会内での講師養成を行う観点から、以下の事業を行いました。

① 浄化槽維持管理講習会

行政主催の新規浄化槽設置者に対する講習会への講師派遣。

今年度は中核市である大分市及び津久見市より依頼がありました。

実施／大分市 11会場 出席 301名
津久見市 1会場 出席 35名

9 業界関係者研修について

公共下水道に匹敵する生活排水処理施設としての位置づけを明確にするには浄化槽の信頼性向上は必須条件です。また、日々進化する浄化槽の維持管理は大変重要な役割を担い、これに対応する維持管理能力を習得する必要があることから、業界及び指定検査機関が抱える問題点等を把握するため、法定検査部と連携し、広く意見集約することを目的に以下の研修会・講習会を開催しました。

① 浄化槽行政担当者研修会及び現地研修会の実施

* 廃棄物対策課主催の研修会へ、法定検査部と連携し講師派遣及び法定検査現場での研修を行いました。

法令研修・・・浄化槽行政職員研修を平成28年6月13日（月）県庁新館5F会議室にて行われました。

現場研修・・・7月から9月に行政浄化槽事務担当者による法定検査同行研修を実施しました。

② 廃棄物対策課及び大分市による、保守点検業者への研修会に法定検査部と連携し講師を派遣し研修を行いました。

・浄化槽保守点検事業者研修会【各地域ごとに分けて9月に実施】

平成28年度 事業報告

10 環境活動について

職員の意識が水環境だけに偏ることなく、環境全般について常に意識するよう職員による地域の清掃活動を継続実施するとともに、エコアクション21を通じて地域社会に貢献する協会を目指すことから以下の事業を行いました。

① エコアクション21の継続

平成26年2月に取得したエコアクション21について、平成28年8月24、25日の2日間にかけて、中間審査が行われ、審査結果はA評定（下記に更新審査報告書添付）でした。

担当事務局記入欄		様式6 (Ver.2.2)	
受付番号	16-050-0034(0881)	受付日	平成28年8月25日
中間審査報告書			
1. 受審事業者			
*事業者名	公益財団法人 大分県環境管理協会		
*事業活動	浄化槽の水質検査に関する事業及び計量法に基づく放流水等の水質検査		
*対象事業所 ※所在地を事業所の前に ●を付する	●大分本部 南支所	北部支所 ●西支所	
*所在地	〒871-1123 大分市大字寒田409番地の40		
電話・FAX番号	TEL: 097-567-1855	FAX: 097-567-1926	
対象事業所の従業員数	56人		
代表者氏名及び役職	事務局長 藤澤 俊典様		
環境管理の責任者氏名及び所属・役職	総務部長 横山 善夫様		
連絡担当者氏名及び所属・役職	総務部総務企画係長 秋月 哲也様		
連絡担当者E-mailアドレス	akizuki-t@oita-kankyo.or.jp		
*印の欄に記載されている内容が認証・登録証に表記されます。			
2. 審査基準			
<input checked="" type="checkbox"/> エコアクション21ガイドライン2009年版			
業種別ガイドライン（該当する事業者のみ）			
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理業者向けガイドライン			
<input type="checkbox"/> 食品関連事業者向けガイドライン			
<input type="checkbox"/> 建設業者向けガイドライン			
<input type="checkbox"/> 大学等高等教育機関向けガイドライン			
<input type="checkbox"/> 地方公共団体向けガイドライン			
3. 審査日時			
書類審査実施日	中間審査（2回目）のため略しました		
現地審査実施日	平成28年8月24日（水）、8月25日（木）		
延べ審査工数	1.5	人日	（1人 × 1.5日）
うち現地審査工数	1.4	人日	（1人 × 1.4日）
4. 担当審査人			
審査人氏名	安広 光男	認定・登録番号	070028
審査報告書作成日：平成28年8月25日（木）			
署名（エコアクション21審査人）： 安広 光男			

総合評価		様式6 (Ver.2.2)	
(1) 総合判定			
「ガイドラインに適合」	審査の結果、エコアクション21ガイドライン2009年版の要求事項に対して不適合が発見されませんでしたので、判定委員会に審査報告書を送付し、認証・登録継続を推薦します。一部に改善をお奨めする事項がありました。これについては、次回（更新）審査の際に確認させていただきます。		
(2) 総合コメント			
貴管理協会は、平成24年度の大分県・大分市共働自治体イニシアティブへの参加により平成26年2月に認証・登録を達成され、今回は2回目の中間審査となりました。浄化槽法に基づく大分県知事の指定検査機関として、浄化槽水質検査、放流水の分析検査等、水環境の保全に貢献した業績を担っておられます。貴協会の要員も、現地審査のタイミングを事業年度に合ったものに留意して実施することといたしました。環境活動レポート対象期間及び現在に至るまでの活動及び運用状況、今後の取組方針を確認させていただきました。今後の活動に資する事項等、貴管理協会の環境保全活動全般について、以下の通りコメントさせていただきます。			
○貴管理協会の取組の優れている点 ①環境活動は、「地球温暖化防止に役職宣言」（平成19年11月）を起原とし、地球環境保全への思いは、エコアクション21のシステムに反映・継承されています。 ②『水環境』をベースとした、内部の活動（省エネ、省資源、グリーン購入……）と、外部の活動（浄化槽維持管理講習、環境学習、インターンシップ受入れ、社会貢献活動……）の両面で、バランス良く構成し、各部門で積極的に活動展開を図っておられます。 ③代表者の環境活動への関心、理解も高く、より効果的にPDCAサイクルを活かすために、外部審査の時期見直しを提起され、今回の中間審査に至りました。 ④電力、ガソリン、水の使用量削減は、法定検査基数を原単位とする環境目標管理を導入し、事業活動の展開に沿った環境負荷低減を工夫、実行されています。 ⑤水曜日をノー残業とし、その他の曜日にも退庁目標時間を設定し、節電に努めています。 ⑥公用車、検査車両を対象としたチーム編成による「エコドライブコンテスト」を実施し、燃費向上にチャレンジしています。また、全車両にドライブレコーダーを設置し、エコドライブ、安全運転管理を徹底されています。			
○改善が必要な課題、今後の検討をお奨めする課題 エコアクション21の活動継続により、各職場における全員参加の体制が整っています。PDCAサイクルの有効性を高めるためにも、原単位に基づく環境目標達成へのこだわり、環境活動計画の充実（皆さんの提案を反映）させる仕組みづくりをお奨めします。 個別課題として、以下の点をご検討ください。 ①環境負荷の把握は、中長期の推移把握、短期目標の達成の両面で管理する。 ②環境目標は、環境活動計画と合わせて、出来るだけ具体化する。また、常に新しいテーマを追求することが効果的です。 ③環境目標達成のために、期間内の実績推移を把握管理し、問題点抽出、是正処置への展開のための管理方法を準備中です。次回審査時には、管理方法などを確認させていただきます。 ④環境活動レポートは、社会貢献活動などについても詳しく掲載されています。水環境に関する情報発信として、自社ホームページへのアップ、環境活動レポート大賞・九州への応募をお奨めします。			
○今回（更新）審査時の要改善事項として、期間内の環境目標達成管理体制の整備がりましたが、対応策に従って、28年度からの実施するための見直しを行っていることを確認いたしました。管理記録及び問題点の抽出、是正対応結果等につきましては、次回審査にて確認させていただきます。			
注：審査はサンプリング形式にて行われました。従いまして、全く不適合がないという意味ではありません。			
別添、ご請求する審査費用のお支払いを確認後、審査報告書を担当事務局に送付しました。			
上記の審査結果を確認しました。 平成28年8月25日			
署名（受審事業者の代表者）： 藤澤 俊典			
署名（受審事業者の環境管理の責任者）： 児玉 浩一			

【中間審査報告書】

② 地域清掃活動

大分市ポイ捨てパトロール等に参加し、2回/月の清掃活動を実施しました。

11 小型合併処理浄化槽機能保証制度について

平成5年度より制度化され、平成25年度に浄化槽の保証期間が5年から10年に制度の改正が行われました。万一、原因不明の機能異常が発生した場合でも、全浄連がその修補に要する費用を支払う制度として浄化槽施工業各社に積極的な登録をお願いし、本年度の登録件数は1,395件で前年度より142件増加しました。

12 全県啓発ならびに設置転換促進事業について

生活排水対策の遅れと浄化槽法定検査受検率の低迷を招いている原因は、生活排水に対する県民の意識が希薄であることから、「大分県政推進指針・豊かな水環境創出事業」を起点に、効率的な整備（面的整備）の促進と個人負担の軽減策として『浄化槽設置転換促進事業（単独から合併への作り替えに対する補助金制度）』を協会独自の事業として行いました。平成28年度においては、久大・日田地区を対象に、100件を予定して2件取り下げがあったものの98件の助成を行いました。

13 職場体験学習、インターンシップの受入れについて

これまで学生の将来の進路設計に役立てる目的で、近隣の中学校、高校の学生の受入れ体験を行ってきました。平成28年度は、中学生3名、高校生3名の受入れ体験を実施しました。

14 平成28年度 浄化槽推進関係予算要望について

平成29年度予算編成にあたり、引き続き浄化槽の計画的な整備推進が図られるよう、県土木建築部長並びに県生活環境部長に対し以下の要望事項を主とした「平成29年度 浄化槽施策に関する要望」とともに各市町村首長ならびに各議長に対しても要望活動を行いました。

また平成28年度においては、自民党ならびに公明党に「国政・県政予算等に関する要望」とした新たな取り組みを行いました。

【要望事項】

- 一 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早急な転換のための助成拡大について
- 二 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）の推進について
- 三 浄化槽の維持管理費に対する助成制度の創設と公的管理の推進について
- 四 法定検査受検率向上のための取り組み強化について

15 職員の資質向上のための技術研修・研究会への参加について

(1) 検査員の技術力の向上と豊富な知識を習得するために行われている全国浄化槽技術研究会並びに検査員技術研究会（分科会）が東京都にて開催され、当協会からも3名が参加し、浄化槽の専門的な知識並びに技術の向上を図りました。

また、九州地区浄化槽検査員研修会が宮崎県で行われ、各県の検査員による研究成果が発表され、当協会からも研究成果を発表いたしました。また四国ブロックの検査機関との交流を図るため、四国ブロックにおける検査員研修会が徳島県で行われ検査員4名が参加しました。

【研究発表】

『受検意思未確認物件における対応の検討について』 法定検査部主幹 亀井 謙司

(2) 水質（分析）技師の技術力向上のため、環境技術セミナー等に積極的に参加しました。

(3) 職員の知識向上を目的として、様々な講習会・研修会に参加しました。

16 広報、啓発活動の強化について

県下各域で開催された環境対策等の各種催しに積極的に参画するとともに、協会の知名度向上を図るため、マスメディアを利用した広報活動や協会ホームページの掲載内容の充実を図ることで、法の主旨徹底並びに合併処理浄化槽の構造等の説明を行い、生活排水の処理施設としての住民の理解と信頼を得るよう努めました。